

第 75 回国連総会
核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話
A/RES/75/71 、 2020 年 12 月 7 日

共同提案国:日本、レソト、マラウイ、ニカラグア。

追加の共同提案国:コモロ諸島、ドミニカ共和国、エリトリア、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、ネパール、パラオ、パプアニューギニア、パラグアイ、ルーマニア、セントビンセント及び グレナディーン諸島、シンガポール、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ、ウズベキスタン。

総会は、核兵器のない世界の実現が国際社会の共通目標であることを再確認し、また、核不拡散条約(以下、NPT)が国際的な核不拡散体制の基礎であり、核軍縮の追求、核不拡散及び核エネルギーの平和利用の不可欠の基礎であり、それぞれが相互に補強しあっていることを再確認し、同条約の普遍性をよりいっそう高める決意を再確認し、

2020 年 4 月 27 日から 5 月 22 日に予定されていた第 10 回 NPT 締約国再検討会議の延期を留意し、それが成果をあげる重性を強調し、

2020 年は条約発効 50 周年、広島と長崎で核兵器が使用されてから 75 年にあたることを想起し、それ(広島・長崎)以来核兵器が使われていないことを力説し、すべての加盟国が同条約の下で核軍縮及び不拡散の義務を遵守する必要性を強調し、

1995 年の NPT 締約国再検討・延長会議の最終文書、ならびに 2000 年及び 2010 年の各 NPT 締約国再検討会議の各最終文書に盛り込まれた、合意された諸措置の重要性を再確認し、

核兵器のない世界の実現に向けては多様なアプローチが存在すること、及び、この目的の実現のためにはすべての加盟国との間の信頼醸成が不可欠であることを念頭に置き、すべての加盟国が、すべての国にとって安全が低下せずに強化されるという原則に基づいて国際的な安定と平和と安全を促進する方法で、核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実践的な措置や効果的措置を取ることの重要性を強調し、

適切な場合には、地域の加盟国の自由意思による合意に基づき、1999 年の軍縮委員会によるガイドラインと整合した、非核兵器地帯をさらに創設することを奨励し、ジュネーブ軍縮会議において、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交

渉を直ちに始め、早期に締結することの重要性を強調し、文書 CD/1299 およびその文書で定められている委任に基づくそうした交渉の開始と、その条約の発効までの間、核分裂性物質の製造の自主的な停止を支持し、

包括核実験禁止条約(C T B T)を、すべての加盟国とりわけ付属文書 2 における残り 8 か国が、遅滞なく署名し批准することを通じて、さらなる核実験を防ぐ重要性をも強調し、

誤算または誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減させることの重要性を認識し、核兵器の廃棄を達成し維持する過程において、効果的で信頼性があり遵守を保証する核軍縮検証が欠かせない役割を有していることを想起し、その報告書に述べられているように、核軍縮の推進における検証の役割を考察するために政府専門家グループが果たした然るべき働きを歓迎し、2019 年 12 月 12 日の決議 74/50 に基づいて新しい政府専門家グループが設立されたことも歓迎し、

新戦略兵器削減 約(新 S T A R T)の重要性を認識し、戦略的安定に貢献する方法でその条約の潜在的な延長についての当事者間で進行中の対話を認識し、核兵器国間の透明性を高めることの重要性を特に強調し、核軍拡競争を防ぎ、核兵器の最終的な廃絶への道を準備するのに役立つ効果的な措置について、軍備管理対話を誠実に開始するという核兵器国の特別な責任を再確認し

軍縮目標に向けた取り組みを支援するための、既存の多国間軍縮機構を横断した協働の価値を認識し、

科学技術の発展が軍備管理、軍縮、不拡散及び国際的安全保障に与える影響を考慮することの重要性に留意し、

効果的な核軍縮と国際的安全保障の強化は相互に補強しあうものであることを強調し、核不拡散のための国際体制のさらなる強化が国際的平和と安全にとり必要不可欠であることを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)があらゆる核兵器及び既存の核計画、その他すべての大量破壊兵器、弾道ミサイル計画を完全かつ検証可能で不可逆的なかたちで解体することを求める関連の安保決議を想起し、D P R K の最終的で完全に検証された非核化を達成するための、米国大統領と朝鮮労働党委員長との会談を通じた外交努力を歓迎し、

軍縮・不拡散教育においてさまざまな世代、世界の地域および性別を包含する努力が、核兵

器のない世界の実現に向けた努力を際立たせ、そうした機運を生み出すことに留意し、核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し、

政治指導者や若者らによる広島と長崎への訪問を歓迎し、

女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加が、持続可能な平和と安全の促進と達成のための重要な要素の 1 つであることを再確認し、

信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置の実施をさらに促進するためには、国際社会が直ちに共同で行動し未来志向の対話をを行う必要があることを再確認し、

1.NPT の全締約国が、国際的緊張の緩和、締約国間及び国際的核不拡散体制の信頼強化などを通じて核兵器廃絶という究極目標に献身していること、また、核兵器のない世界の実現に向けて、同条約の 6 条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に献身していることを再確認する。

2.NPT の全締約国に対し、第 10 回再検討会議に向けて、さらにその後を見据えて、上記の約束を実践するための具体的方策を定めるよう呼びかける。

3.共同の行動方針として、とりわけ以下を奨励する。(a)すべての国、とりわけ核兵器国は、直ちに透明性と相互の信頼を高めるための具体的措置を取ること。これには、NPT の履行状況に関する頻繁かつ詳細な報告の実施やそれらの報告について討議する機会を提供することが含まれる。(b)すべての核保有国は、誤算または誤解による核爆発のリスクを低減するための方策を講じ、この目的の達成のためにさらなる努力をすること。これには、核ドクトリンおよび態勢に関する透明性と対話、軍と軍の対話、ホットラインまたは情報とデータの交換が含まれる。(c)すべての国が、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を開始するため、直ちにあらゆる努力をすること。これには、核兵器その他の核爆発装置に使われる核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言し維持すること、及び、ジュネーブ軍縮会議において実 質的議論を深めることが含まれる。(d)包括的核実験禁止条約の付属文書 2 に記された残りの 8 か国を含むすべての国が条約で要求されているすべての核爆発実験および他のすべての核爆発の停止を実現するために直ちにあらゆる努力をすること。これは、例えば、核爆発実験またはその他の核爆発のモラトリアムの実施と維持、それを行う政治的意志の表明、こうしたモラトリアムに逆行し得る核実験に関連する活動に対する透明性の確保、条約への遅滞のない署名と批准、そして包括的核実験禁止条約機関準備委員会へ継続的な支援を通じて行われる。(e)すべての国が、国連とジュネーブ軍縮会議において、また、核軍縮検証のための国際パートナーシップの枠組みの中で、具

体的な取り組みを通じるなどして、核軍縮検証についての実際的な貢献を継続すること。(f)すべての国が、軍縮・不拡散教育の取り組みを、とりわけ、若い世代が積極的に関与できる取り組みを促進すること。これには、対話の場、個人指導、インターンシップ、研究奨励制度、奨学金、モデルイベント、青少年グループ活動が含まれる。さらに、すべての国は核兵器の使用がもたらす現実への意識啓発を行うこと。これは特に、政治指導者や若者をはじめとする人々による訪問および自らの経験を将来の世代に伝える被爆者(核兵器の使用に苦しんだ人々)を含むコミュニティや人々との交流などを通じてなされる。

4.さらに、核軍縮の進展に向けて未来志向の対話を促進するため、以下を奨励する。(a)核兵器国は、NPT の再検討会議や準備委員会、ジュネーブ軍縮会議、国連総会第一委員会といった国際的議論の場において、核政策やドクトリンを明確に打ち出すこと。そして、そうした核政策やドクトリンに基づき、すべての国が双方向的な議論を行うこと。(b)すべての国が、軍備管理、軍縮、不拡散に科学技術の発展が及ぼしうる影響について対話をを行うこと。(c)すべての国が、核軍縮と安全保障の関係について率直な意見交換を行うこと。

5.国際的な核不拡散体制の強化、ならびに、関連する安保理決議に基づき DPRK の完全な非核化達成に対する約束を再確認すると共に、関連するすべての安保理決議の完全履行に対しすべての国が責任を負うことを再確認し、DPRK に対し、国際原子力機の保障措置の遵守を含め NPT の完全な遵守に早期に復帰するよう求める。

6.第 76 会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」という小項目を含めることを決定する。

出典:国連 HP